

成年後見制度の利用者に対する欠格条項訴訟の最高裁判決を受けての理事長声明

令和 8 (2026) 年 2 月 19 日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 澤井 靖人

令和 8 (2026) 年 2 月 18 日、最高裁判所において、旧警備業法の規定により成年後見制度を利用して被保佐人となったことを理由に警備員の職を解かれた原告の主張について、被保佐人であることを理由に警備員の職に就くことを一律に排除する本件規定は、職業選択の自由を保障する憲法第 22 条第 1 項及び法の下での平等を定める憲法第 14 条第 1 項に違反するものであったものの、当時国が本件規定の改廃をしていなかった立法不作為に違法性があったとは言えず、賠償責任を認めない判決が言い渡された。

警備業法は、平成 14 (2002) 年の改正において、精神病者について絶対的欠格事由としていたところ相対的欠格事由とする改正がなされたこと、また、平成 19 (2007) 年 9 月に我が国が障害者権利条約に署名したことなどからすれば、被保佐人についても同様の検討を開始する契機があったと考えられ、本判決において成年後見制度を利用したことによって働く生きがいを失った原告の主張が認められなかったことは、かねてより成年後見制度のいわゆる転用問題について、理事長声明やシンポジウムの開催などを通じて問題提起してきた当法人として誠に遺憾である。

令和元 (2019) 年 6 月施行の「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）から、制度ごとに必要な能力を判断する規定（個別審査規定）となり、警備業法を含む約 200 の法律からこうした欠格条項は既に削除されている。

また、去る本年 2 月 12 日に法制審議会において「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱」が決定され法務大臣に答申されており、要綱では制度の利用者本人の意向の尊重及び配慮の規律が定められ、必要性がなくなれば制度利用の終了が可能となるなど、成年後見制度は、本人の意思決定を尊重し自立を保障する制度へと進みつつある。

しかしながら、制度利用により本人が制限を受けたり煩雑な手続を求められたりすることは現在でも多く見受けられ、さらなる改善を求めていく必要があり、引き続き当法人は、これからの成年後見制度が、これらの法改正の動きや障害者権利条約、さらに我が国の憲法の理念に則し、本人自らの希望を制限されることなく、権利擁護の重要な仕組みの一つとして必要とされる人のために活用されることを強く求めるものである。

平成 11（1999）年の設立以来、後見の専門職団体として高齢者・障害者等の権利擁護に取り組んできた当法人は、新しい成年後見制度の下においても、その理念を実現するために、会員の専門性と資質の向上に努めるとともに、さらなる積極的な活動を行っていく所存である。

参考

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」成立に関する理事長声明（令和元年 6 月 7 日）

<https://legal-support.or.jp/pdf/history/shiryu48.pdf>